(三) ㈠により申請等関係事務処理法人が当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名において処理した設立団体申請等関係事務は、当該設立団体の長その他の執行機関が処理したものとしての効力を有するものとした。（第八七条の四関係）

(四) 申請等関係事務処理法人は、1の業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならないものとした。（第八七条の五関係）

(五) 申請等関係事務処理法人は、手数料のほか、設立団体申請等関係事務に関して料金を徴収することができないものとした。（第八七条の六第一項関係）

(六) 設立団体申請等関係事務に関する手数料は、設立団体の条例で定めるところにより、設立団体の歳入としないで申請等関係事務処理法人の収入とすることができるものとした。（第八七条の六第二項関係）

(七) 設立団体の長は、議会の議決を経て、申請等関係事務処理法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下2において「年度目標」という。）を定め、当該年度目標を当該申請等関係事務処理法人に指示するとともに、公表しなければならないものとした。（第八七条の八関係）

(八) 申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る㈦の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、当該年度目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、これを公表しなければならないものとした。（第八七条の九関係）

(九) 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が該当する⑴及び⑵の区分に応じ各区分に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならないものとした。（第八七条の一〇第一項関係）

⑴ ⑵以外の事業年度　当該事業年度における㈠により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務（以下「設立団体申請等関係事務処理業務」という。）の実績

⑵ 三年以上五年以下の期間で設立団体の規則で定める期間の最後の事業年度　当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における年度目標に定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

(一〇) 設立団体の長は、㈨の評価を行ったときは、遅滞なく、当該申請等関係事務処理法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならないものとした。（第八七条の一〇第五項関係）

(二) 設立団体の長は、㈨の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるものとした。（第八七条の一〇第六項関係）

関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例

(一) 申請等関係事務処理法人（設立団体申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）は、設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた場合には、当該規約を定めた市町村（以下「関係市町村」という。）の申請等関係事務（定款で定めるものに限る。）のうち当該規約で定めるもの（以下「関係市町村申請等関係事務」という。）を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理することができるものとした。（第八七条の一二第一項関係）

(二) ㈠により申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該関係市町村の職員とそれぞれみなして、当該関係市町村による関係市町村申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定が適用されるものとした。（第八七条の一二第二項関係）

(三) ㈠により申請等関係事務処理法人が当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理した関係市町村申請等関係事務は、当該関係市町村の長その他の執行機関が処理したものとしての効力を有するものとした。（第八七条の一三関係）

(四) ㈠の協議については、㈠の求めをした市町村は、当該市町村の議会の議決を経なければならないものとし、申請等関係事務処理法人は、設立団体の長の認可を受けなければならないものとした。（第八七条の一四第二項及び第三項関係）

(五) 関係市町村の長は、㈠により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を告示しなければならないものとした。（第八七条の一四第五項関係）

(六) 申請等関係事務処理法人は、㈠により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を設立団体の長に届け出なければならないものとした。この場合において、当該設立団体の長は、その旨及び当該規約を当該申請等関係事務処理法人についての設立又は定款の変更の認可を行った総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第八七条の一四第六項関係）

(七) 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人（㈠により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務（以下「関係市町村申請等関係事務処理業務」という。）を行うものに限る。以下3において同じ。）について、㈠の規約で定められた関係市町村申請等関係事務処理業務の全部又は一部に係る定款の定めを廃止する定款の変更を行おうとする場合には、当該定款の変更が効力を生ずる日の一年前までに、当該定款の変更を行おうとする旨及び当該定款の変更が効力を生ずる日を当該規約に係る関係市町村の長に通知しなければならないものとした。（第八七条の一五関係）

(八) 関係市町村に、申請等関係事務処理法人に関する事務を処理させるため、当該関係市町村の長の附属機関として、関係市町村地方独立行政法人評価委員会を置くものとした。（第八七条の一六関係）

(九) 関係市町村の長は、議会の議決を経て、申請等関係事務処理法人が達成すべき関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下3において「関係市町村年度目標」という。）を定め、当該関係市町村年度目標を当該申請等関係事務処理法人に指示するとともに、公表しなければならないものとした。（第八七条の一七関係）

(一〇) 申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る㈨の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、関係市町村年度目標に基づき、当該関係市町村年度目標を達成するための計画を作成し、関係市町村の長の認可を受けるとともに、設立団体の長に当該認可を受けた計画を届け出なければならないものとした。（第八七条の一八関係）

(二) 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が該当する⑴及び⑵の区分に応じ各区分に定める事項について、関係市町村の長の評価を受けなければならないものとした。（第八七条の一九第一項関係）

⑴ ⑵以外の事業年度　当該事業年度における関係市町村申請等関係事務処理業務の実績

⑵ 三年以上五年以下の期間で関係市町村の規則で定める期間の最後の事業年度　当該事業年度における関係市町村申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における関係市町村年度目標に定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

(三) 申請等関係事務処理法人は、設立団体申請等関係事務処理業務及び関係市町村申請等関係事務処理業務（関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務）ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとした。（第八七条の二〇第一項関係）